第明三治種三郵十便五物年認三可月十日

官報（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○株式会社日本政策投資銀行の会計に関する省令の一部を改正する省令（財務七三）　一

〔告　示〕

○種苗法第十三条第一項の規定に基づき品種登録出願を公表する件（農林水産二一三三）　四

○出願公表後に名称変更がなされた件（同二一三四）　六

〔公　告〕

諸事項

裁判所
破産、免責、再生関係　七

特殊法人等
第三十三回（平成二十三年度）エネルギー管理士試験合格者、日本弁護士連合会公示送達・懲戒の処分、特定計量器型式承認関係　四八

地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　五七

会社その他
会社決算公告

省　令

○財務省令第七十三号

株式会社日本政策投資銀行法（平成十九年法律第八十五号）第二十一条の規定に基づき、株式会社日本政策投資銀行の会計に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年十一月九日　財務大臣　安住　淳

株式会社日本政策投資銀行の会計に関する省令の一部を改正する省令

株式会社日本政策投資銀行の会計に関する省令（平成二十年財務省令第六十号）の一部を次のように改正する。

別表第一第一号様式の記載上の注意1⑶を次のように改める。

⑶　会計方針の変更等を行った場合には、会計方針の変更等に関する事項（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第８条の３から第８条の３の７までの規定に準じて記載すること。ただし、当事業年度に係る財務諸表のみを表示している場合には、前事業年度に係る事項及び１株当たり情報に対する影響額については記載を要しない。）

別表第一第一号様式の記載上の注意1⑹中「（昭和38年大蔵省令第59号）」を削り、同記載上の注意1⑿を次のように改める。

⑿　次に掲げる１株当たり情報に関する事項

①　１株あたりの純資産額（銭単位）

②　当該事業年度又は当該事業年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨及び当該事業年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して１株当たりの純資産額を算定している旨

別表第一第二号様式の表中「その他経常収益」を「その他経常収益／貸倒引当金戻入益／償却債権取立益」に、「負ののれん発生益／貸倒引当金戻入益／償却債権取立益」を「負ののれん発生益」に改め、同様式の記載上の注意４中「前期損益修正その他異常な」を「非経常的な」に改め、同記載上の注意８を次のように改める。

８　次に掲げる１株当たり情報に関する事項を注記すること。

⑴　１株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額（普通株式を取得することができる権利又は普通株式への転換請求権その他これらに準ずる権利が付された証券又は契約に係る権利が行使されることを仮定することにより算定した１株当たりの当期純利益金額をいう。以下この様式において同じ。）（銭単位）

⑵　当該事業年度又は当該事業年度の末日後において株式の併合又は株式の分割をした場合には、その旨並びに当該事業年度の期首に株式の併合又は株式の分割をしたと仮定して１株当たりの当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額を算定している旨